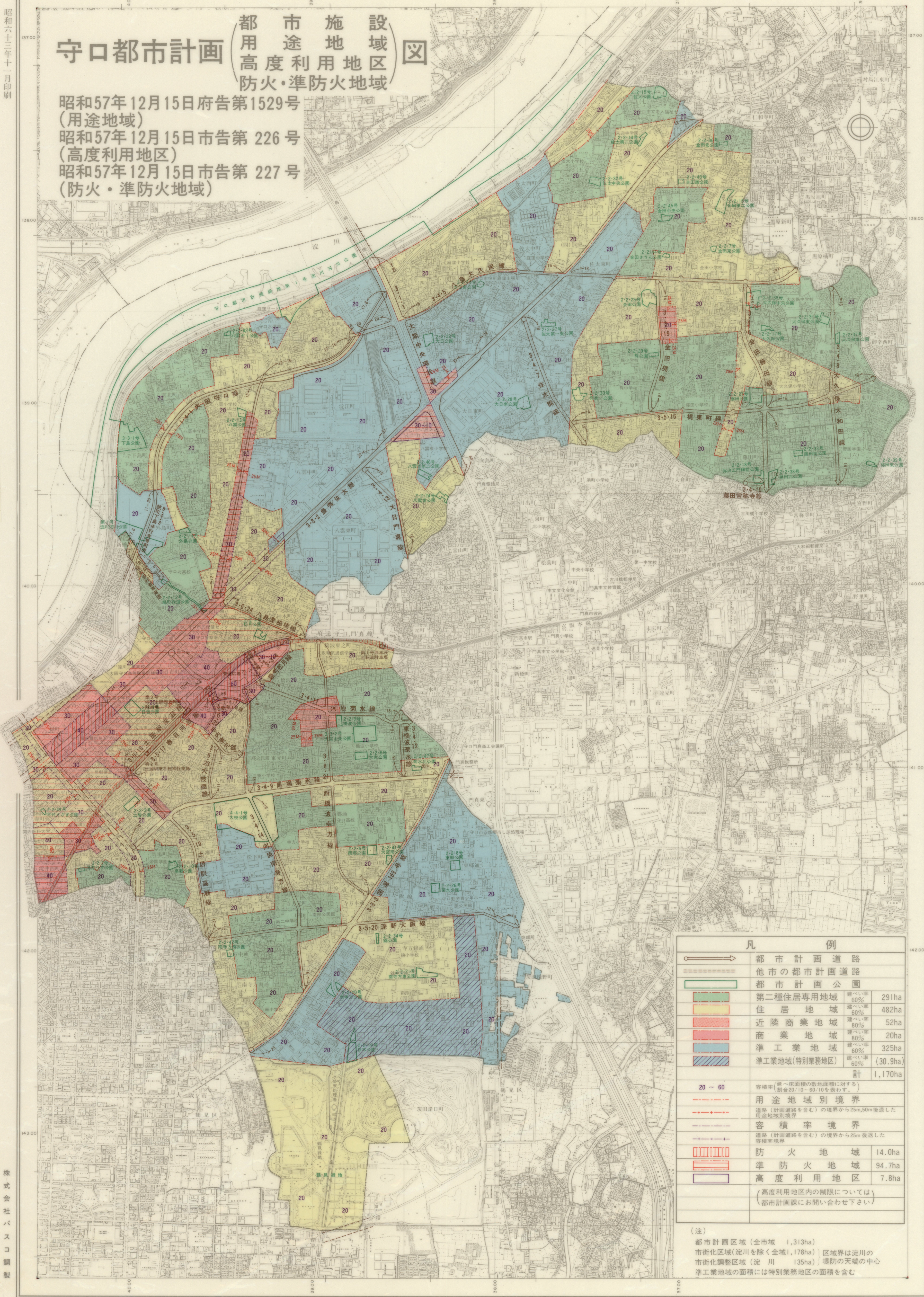


守口都市計画 （用途地域） （高度利用地区） （防火・準防火地域）

昭和57年12月15日府令第1529号
（用途地域）
昭和57年12月15日市令第226号
（高度利用地区）
昭和57年12月15日市令第227号
（防火・準防火地域）



凡 例	
	都市計画道路
	他市の都市計画道路
	都市計画公園
	第二種住居専用地域
	住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	準工業地域(特別業務地区)
計	
20 ~ 60	容積率(延べ床面積の数値面積に対する割合20/10~60/10を要する)
	用途地域別境界
	道路(計画道路を含む)の境界から25m,50m後退した用途地域別境界
	容積率境界
	道路(計画道路を含む)の境界から25m後退した容積率境界
	防火地域
	準防火地域
	高度利用地区
(高度利用地区内の制限については都市計画課にお問い合わせ下さい)	

(注)
都市計画区域(全市域 1,313ha)
市街化区域(淀川を除く全域1,178ha) 区域界は淀川の市街化調整区域(淀川 135ha) 堤防の天端の中心
準工業地域の面積には特別業務地区の面積を含む